

年金額回復の具体的事例

○平成23年7月11日から平成23年7月15日までに年金額試算を全国の年金事務所で行った増加年金額が大きい10ケースについて取りまとめたもの

番号	年齢	性別	増加年金額 (年額)	年金額(年額)		概 要		(参考)一定の前提での増加総額の機械的計算(※)
				回復前	回復後			
1	85歳	男	492,900円	1,409,700円	1,902,600円	回復前の厚生年金加入期間180月に135月を追加。	○「ねんきん特別便(全員便)」の回答票がご本人から郵送される。 ○ご本人が「もれがある」と申出の会社名及び勤務期間により調査したところ、ご本人の申出とほぼ一致する厚生年金の記録(生年月日の一部相違)が判明し、ご本人に生年月日の一部相違を確認し、記録を統合した。	約1,230万円
2	85歳	男	454,000円	0円	454,000円	回復前の国民年金加入期間206月に厚生年金加入期間101月を追加。	○年金受給の可否の確認の照会がご本人から郵送される。 ○ご本人の申出の職歴により調査したところ、ご本人の申出とほぼ一致する厚生年金の記録(フリガナ及び生年月日の一部相違)が判明し、ご本人に生年月日の一部相違を確認し、記録を統合した。 ○今回の厚生年金の記録判明により、老齢基礎年金及び老齢厚生年金が受給できることになった。	約1,140万円
3	66歳	男	434,600円	1,121,300円	1,555,900円	回復前の厚生年金加入期間236月に17月を追加。	○年金加入期間の再確認の申出がご本人から郵送される。 ○ご本人の申出の職歴により調査したところ、ご本人の申出と一致する厚生年金の記録(フリガナの一部相違)が判明し、記録を統合した。 ○今回の厚生年金の記録判明による年金額の増額と併せて、厚生年金の加入期間が253月となったことから、厚生年金の加入期間が240月以上ある方に支給される「配偶者加給年金(約39万円/年額)」が配偶者が65歳に達するまでの1年間支給されることになった。	約140万円
4	85歳	女	418,300円	2,143,400円	2,561,700円	回復前の厚生年金加入期間260月に58月を追加。	○「ねんきん特別便(全員便)」の回答票がご本人から郵送される。 ○ご本人が「もれがある」と申出の会社名、勤務期間及び旧姓情報により調査したところ、ご本人の申出と一致する旧姓当時の厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。	約1,210万円
5	76歳	男	402,700円	538,400円	941,100円	回復前の厚生年金加入期間62月に81月を追加。	○「ねんきん特別便(名寄せ便)」のフォローアップ対象者であるご本人の代理人(配偶者)が回答票を持参し、相談窓口を訪れる。 ○ご本人のものと思われる記録とご本人申出の職歴が一致したことから、記録を統合した。	約960万円
6	87歳	男	394,300円	1,286,600円	1,680,900円	回復前の厚生年金加入期間165月に57月を追加。	○「受給者便」の回答票が事務センターから回付される。 ○ご本人が「もれがある」と申出の会社名及び勤務期間により調査したところ、ご本人の申出とほぼ一致する厚生年金の記録(生年月日の一部相違)が判明し、ご本人に生年月日の一部相違を確認し、記録を統合した。	約1,060万円
7	75歳	女	376,200円	783,800円	1,160,000円	回復前の厚生年金加入期間120月に104月を追加。	○配偶者の死亡届等の手続きに、ご本人が相談窓口を訪れる。 ○ご本人の年金加入期間の再確認のため、ご本人の申出の職歴及び旧姓情報により調査したところ、ご本人の申出と一致する旧姓当時の厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。	約1,090万円

番号	年齢	性別	増加年金額 (年額)	年金額(年額)		概要		(参考)一定の前提での増加総額の機械的計算(※)
				回復前	回復後			
8	75歳	男	371,500円	1,276,300円	1,647,800円	回復前の厚生年金加入期間153月に96月を追加。	○「黄色便」の回答票が本部から回付される。 ○ご本人の申出の職歴と一致する厚生年金の記録(フリガナの一部相違)が判明するとともに、ご本人のものとと思われる厚生年金の記録も判明したため、ご本人に改めて職歴を確認したところ、ご本人の申出と一致したことから、記録を統合した。	約890万円
9	82歳	男	352,500円	1,182,200円	1,534,700円	回復前の厚生年金加入期間35月に59月を追加。	○「受給者便」の回答票が事務センターから回付される。 ○ご本人が「もれがある」と申出の会社名及び勤務期間により調査したところ、ご本人の申出と一致する厚生年金の記録(氏名(漢字)の一部相違)が判明し、記録を統合した。	約840万円
10	故人 (81歳)	女	334,500円	1,360,300円	1,694,800円	回復前の厚生年金加入期間287月に74月を追加。	○ご本人(故人)の死亡届等がご遺族(子)から市役所経由で提出される。 ○ご遺族にご本人(故人)の職歴等について確認をお願いしたところ、ご遺族の申出の職歴と一致する厚生年金の記録(氏名未収録)が判明し、記録を統合した。 ○今回の記録判明による増加分の年金は、ご遺族に未支給年金として支払われることになる。	約870万円 (未支給分)

年金記録が回復した経緯別内訳(今回の10事例)

ねんきん特別便(名寄せ便)	1件 (事例 5)
ねんきん特別便(全員便)	2件 (事例 1、4)
黄色便(旧姓情報等を活用したお知らせ)	1件 (事例 8)
受給者便(加入期間及び報酬額のお知らせ)	2件 (事例 6、9)
その他(一般年金相談)	4件 (事例 2、3、7、10)
フォローアップ(電話・文書・訪問)対象事案	1件 (事例 5)

(注1) 本表は、上記期間において全国の年金事務所で行った年金額試算における増加年金額(年額)の上位10ケースについて事例概要、年金額回復の経緯を取りまとめたもの

(注2) ※の「(参考)一定の前提での増加総額の機械的計算」は、基本的に各ケースの受給開始年齢から65歳時点の平均余命(男性+18.86歳、女性+23.89歳)までの期間(この平均余命を超えているケースは現在年齢までの期間、すでに死亡されているケース(未支給分)は死亡時までの期間)について受給すると仮定して機械的に計算した金額であり、実際に支払われる差額ではない(実際には、在職や雇用保険受給による支給停止等や物価スライドがあるが、これらによる支給額の変動は考慮していない)

〈参考：用語の説明〉

○ねんきん特別便

全ての受給者・加入者(約1億9百万人)に加入記録を送付(19年12月から20年10月)し、漏れや誤りを本人に確認していただくもの。

「漏れや誤りがある」との回答をいただいたものは記録の確認作業を行い、結果を本人にお知らせしている。

「名寄せ特別便」 基礎年金番号の記録との突合せにより結びつく可能性のある記録があった方へ送付(19年12月から20年3月)。

「全員特別便」 それ以外の全ての方へ送付(20年4月から10月)。

○フォローアップ照会

20年3月までに年金受給者の方に送付した「名寄せ特別便」に対して、「訂正なし」と回答をいただいた方及び未回答の方であって、未統合記録(基礎年金番号に統合されていない記録)の持ち主である可能性の高い方約88万人を対象として、電話、訪問及び文書により記録を確認し、年金事務所等で調査できるものは、概ね確認作業を終了。

21年10月から、市区町村の協力を得て、接触できない方の電話番号等の把握や記録の調査を実施している。

○グレー便

マイクロフィルムの形で保管されている厚生年金等の旧台帳記録と基礎年金番号記録との突合せの結果、旧台帳記録が本人の記録である可能性がある方約68万人に対して、20年5月に「年金加入記録の確認のお知らせ」を送付し、記録の確認作業を行っているもの。連絡先(電話番号等)の連絡をいただいた方について、個別に電話や訪問による記録の確認作業を行っている。

○黄色便

未統合記録約5000万件について、「ねんきん特別便」による記録確認の取組みと並行して、住民基本台帳ネットワークシステムや旧姓等の氏名変更履歴などとの突合せにより、未統合記録の持ち主である可能性がある方に20年6月から21年12月の間に「年金記録確認のお知らせ」を送付し、記録の確認作業を行っているもの。

○ねんきん定期便

21年4月より、全ての現役加入者の方に対し、年金加入期間、保険料納付額及び年金見込額などを毎年誕生月にお知らせしているもの。

「漏れや誤りがある」との回答をいただいたものは記録の確認作業を行い、結果を本人にお知らせしている。

○受給者便

厚生年金受給者等に対し、標準報酬月額の情報を含むお知らせを送付(21年12月から22年11月)し、標準報酬月額及び資格期間に漏れや誤りがないかを本人に確認していただくもの。

「漏れや誤りがある」との回答をいただいたものは記録の確認作業を行い、結果を本人にお知らせしている。

【お問い合わせ先】

日本年金機構 年金給付部

岡村 計三 (電話:03-6892-0769)